様式第十三号（第八十九条関係）

認定畜舎等の譲渡及び譲受け認可申請書

年　　月　　日

都道府県知事　　殿

譲渡人　住　所　又　は
主たる事務所の所在地
氏名又は名称
連　絡　先
代表者の氏名

譲受人　住　所　又　は
主たる事務所の所在地
氏名又は名称
連　絡　先
代表者の氏名

下記のとおり、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第１項の規定により、認定畜舎等の譲渡及び譲受けの認可を受けたいので申請します。

記

１．譲渡及び譲受けの予定年月日：

２．譲渡及び譲受けの理由：

３．譲渡及び譲受けに係る畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：

４．譲渡及び譲受けに係る認定畜舎等の所在地：

５．譲渡及び譲受けに係る認定畜舎等の利用の方法に関する事項

（１）畜舎等の１日当たりの滞在者数及び滞在時間

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

□午前０時から午前４時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を０とする。

（Ａ構造畜舎等（第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・Ｂ構造畜舎等の場合）

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳（畜舎内搾乳）	その他畜舎等内における作業（診療、種付け、保管する物資の整理等）
滞在人数	人	人	人	人
滞在時間	時間／人	時間／人	時間／人	時間／人
延べ滞在時間	時間	時間	時間	時間
合計				時間

□通常時において、畜舎等における１日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
□1,000㎡以下	４人	８時間
□1,000㎡超2,000㎡以下	８人	16時間
□2,000㎡超3,000㎡以下	12人	24時間
□3,000㎡超	16人	32時間

（２）避難経路確保の取組

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

□災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。

□２以上の避難口が特定されている。

□堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

（３）災害による被害の防止又は軽減に資する取組

（Ａ構造畜舎等（第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・Ｂ構造畜舎等の場合）

□定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも１年間保存する。

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等・発酵槽等共通）

□様式第１号（畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあっては、様式第１号の２）を畜舎等の見やすい場所に表示する。

（Ｂ構造畜舎等の場合）

□畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明する。

（４）畜舎等が第19条第２項本文若しくは第20条ただし書の規定の適用を受けるもの又は第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等における取組

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

□定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも１年間保存する。

（５）畜舎等が第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

□畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える畜舎等にあっては、床面積500㎡以内ごとに１以上の避難口が特定されている。

□避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

□災害時の避難に支障を生じさせないよう、採光を充分にする。

□火気を使用しない。

□消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行う。

□畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管しない。

□畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管する。

６．譲渡及び譲受けに係る認定畜舎等で行う畜産業の内容

（１）家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

①家畜の種類：

②頭数：

（２）飼養形態（飼養施設の場合）：

（３）家畜排せつ物の処理方法：

７．譲渡及び譲受けに係る認定畜舎等のその他必要な事項

（１）譲受人（法人にあっては、その役員を含む。）の法令遵守状況

□家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法（昭和26年法

律第166号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）その他家畜の飼養管理若しくはその排せつ物の管理に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反していない。

（違反している場合）違反している規定：

農場名及びその所在地：

備考：

（２）畜舎等が畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供するものである場合

①飼養施設又は堆肥舎（いずれも当該施設に付随する施設が当該譲渡及び譲受けに係る認定畜舎等であるものに限る。）の所在地：

②畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管する物資の種類：

③畜産業用車庫の用途に供する部分に保管する車両又は物資の種類：

（注意）

□がある場合は、該当する□に✓印を付けること。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。